

議案第 5 号

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 2 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

茂原市教育委員会行政組織規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条教育部生涯学習課の部中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 1 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

同条教育部体育課の部中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

（ 1 0 ） 学校施設開放に関すること。

第 3 0 条に次の 1 号を加える。

（ 1 2 ） いじめ対策調査会

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 学校施設開放の事務処理の所管換え等に伴い、所要の改正をするものです。